

## 実務対応報告第 10 号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」の解説

### はじめに

企業会計基準委員会（ASB）から、平成 15 年 3 月 13 日に実務対応報告第 10 号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第 10 号」という。）が公表された<sup>1</sup>。本稿では、実務対応報告第 10 号の概要について解説を行っていくが、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることを、予めお断りしておく。

### 実務対応報告第 10 号の背景

#### 1 検討の経緯

平成 14 年 10 月 9 日に実務対応報告第 6 号「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第 6 号」という。）が公表されたのち、企業会計基準委員会では、引き続き、デット・エクイティ・スワップ（以下「DES」という。）の実行により生じた株式の期末評価（貸借対照表価額）についての検討が行われていた。これは、DES によって取得した株式については、会計処理を早期に明らかにし実施することが要請されていたため、本来、期末時の会計処理も含めて定めるべきところを、実行時における会計処理のみを先行して実務対応報告第 6 号として公表し、その後、速やかに追加検討を行うとされていたことによる。

この実務対応報告第 10 号は、その追加検討を行っていく過程において、DES の実行により生じた株式のみならず、平成 13 年の商法改正により内容が多様化するとともに、その発行金額が増加している種類株式を対象とし、その貸借対照表価額に関する実務上の取扱いが検討されたものである。

#### 2 取扱いの範囲

前述したように、平成 13 年の商法改正における種類株式制度の見直しにより、優先株式をはじめとした種類株式の内容が多様化するとともに、その発行金額が増加しており、この中には、最近、会社再建の一手法として行われている DES の実行により生じた種類株式も含まれる。

株式の貸借対照表価額は、平成 11 年 1 月 22 日に企業会計審議会から公表された「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下「金融商品会計意見書」という。）及び「金融商品に係る会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）並びに、平成 12 年 1

<sup>1</sup> 実務対応報告第 10 号は、ASB のホームページ（会員サイト）にて閲覧できる。  
([http://www.asb.or.jp/member/security/technical\\_topics\\_reports/](http://www.asb.or.jp/member/security/technical_topics_reports/))

月 31 日（最終改正平成 14 年 9 月 17 日）に日本公認会計士協会から公表された「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）<sup>2</sup>に基づいて行われており、実務対応報告第 10 号において取り扱われている種類株式の貸借対照表価額についても、原則として、これらの金融商品会計基準等に基づき処理されるものと考えられる。しかしながら、それらにおける株式の貸借対照表価額の定めは、その公表当時の状況等を鑑みるに、いわゆる普通株式を念頭においたものと考えられるため、普通株式の場合とは異なる考慮が働く余地がある種類株式の貸借対照表価額の取扱いについては、実務上、必ずしも明らかではない部分があった。

このため、実務対応報告第 10 号では、様々な内容を有する種類株式のうち、現状において実務上の取扱いを明確にする必要が高いと考えられる種類株式（債券と同様の性格を有すると考えられるものや、発行会社の普通株式の市場価格と密接な連動性を有するもの）について、金融商品会計基準等の考え方を踏まえた取扱いを公表するものであるとされている。

なお、実務対応報告第 10 号は、種類株式の保有者側の取扱いを明らかにしたものであり、発行者側の会計処理は取り扱っていないとされている。

### 3 実務対応報告第 10 号における種類株式の定義

実務対応報告第 10 号は、種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱いを示したものであるが、その種類株式の定義について、実務対応報告第 10 号では、数種の株式（商法第 222 条）転換予約権付株式（商法第 222 条ノ 2 から第 222 条ノ 7）及び強制転換条項付株式（商法第 222 条ノ 8 から第 222 条ノ 10）を呼ぶとしている。

これは、商法上の概念との混同を避けるために、会計上の簡便的な定義付けを行い、ここでは、いわゆる通常の普通株式以外のものを種類株式と呼ぶこととしたものと考えられる。

## 種類株式の貸借対照表価額

本章では、具体的な会計処理について述べていく。なお、参考までに本稿の終わりに全般的な概念図を示しているため、必要に応じて適宜ご参照いただきたい。

### 1 債券と同様の性格を持つと考えられる種類株式

実務対応報告第 10 号では、まず種類株式を、債券と同様の性格を持つものとそれ以外のものに区分することとしている。そして、債券と同様の性格を持つと考えられる種類株式

---

<sup>2</sup> この他、平成 12 年 9 月 14 日（最終改正平成 14 年 9 月 17 日）に日本公認会計士協会・会計制度委員会から公表された「金融商品会計に関する Q&A」（以下「金融商品会計 Q&A」という。）がある。

については、現行の金融商品会計基準における債券と同様の会計処理を行うこととされている。すなわち、以下の種類株式については、形式的には株式であっても、経済的には清算時の弁済順位を除き、債券と同様の性格を持つと考えられるため、その貸借対照表価額は債券の貸借対照表価額（金融商品会計基準 第三 二参照）と同様に取り扱うことが適当であるとされている。

発行会社が一定の時期に一定額で償還すると定めている種類株式

発行会社や保有者が一定額で償還する権利を有し取得時点において一定の時期に償還されることが確実に見込まれる種類株式

ここで、まず、「発行会社が一定の時期に一定額で償還すると定めている種類株式」とは、発行時の発行条件にて、その償還の時期がある時点として明確に定められ、かつ、償還の金額も一定額が明確に定められているような種類株式を指すものと考えられる<sup>3</sup>。これは会計上、受け取るキャッシュ・フローの時期や金額が予め定められているものは、債券と同様の性格を持つと考えられることによると思われる。

次に、「発行会社や保有者が一定額で償還する権利を有し取得時点において一定の時期に償還されることが確実に見込まれる種類株式」とは、取得時点において、発行会社又は保有者のいずれかが一定額で償還する権利を有しており、明確な意思や能力等により、その権利を行使して償還することが確実に見込まれるような状態にある種類株式をいうものと考えられる。このような種類株式は、受け取るキャッシュ・フローの時期や金額が実質的に定められているとみなすことができるため、会計上、債券と同様の性格を持つと考えられることによると思われる。

## 2 債券と同様の性格を持つと考えられるもの以外の種類株式

債券と同様の性格を持つと考えられるもの以外の種類株式については、その市場価格の有無に応じて、以下のような取扱いが示されている。

### (1) 市場価格のある種類株式

市場価格のある種類株式については、現行の市場価格のある株式と同様の会計処理を行うこととされている。すなわち、実務対応報告第10号においては、市場価格のある種類株式は、当該市場価格に基づく価額（ただし、子会社及び関連会社が発行した種類株式は取得原価）をもって貸借対照表価額とし（金融商品会計基準 第三 二 1、3 及び 4 参照）、また、売買目的有価証券以外の市場価格のある種類株式について時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理（減損処理）する（金融商品会計基準 第三 二 6 及び金

<sup>3</sup> 一定額で償還される株式を総称して「償還株式」という場合もあるが、法律的にも、この呼称の定義については幾つかの説があるため、ここでは「償還株式」という用語は用いていない。なお、金融商品実務指針第68項では、債券として「一定額で償還される株式（償還株式）」という記述が見られるが、「形式的には株式であっても、債券と同様の性格を持つ」という意義からは広くなりすぎる懸念があるため、見直す必要があるものと考えられる。

融商品実務指針第 91 項参照)とされている。

そして、市場には、公設の取引所及びこれに類する市場のほか、随時、売買・換金等を行うことができる取引システム等が含まれる(金融商品会計基準 注解(注2)参照)ため、取引所及び店頭において取引が行われていなくても、流通性を確保する上で十分に整備されている取引システム(例えば、金融機関・証券会社間の市場、ディーラー間の市場、電子媒体取引市場)で成立する取引価格が存在する(金融商品実務指針第 51 項参照)場合には、当該種類株式は市場価格のある株式として取り扱われるとされている。これは、現時点では種類株式の取引市場は成熟しているとはいえないものの、客観性を有する第三者間における取引価格が存在するような場合には、当該取引価格を市場価格として取り扱うべきことを念のため示唆しているものと思われる。

また、金融商品会計基準及び金融商品実務指針では、市場は幅広く定義されている(この点については、金融商品会計意見書 四 2(5)ただし書き参照)。このため、種類株式自体は市場で取引されていなくとも転換を請求できる権利を行使して、容易に市場価格のある普通株式に転換し取引できるような場合(例えば、現時点で保有者によって市場価格のある普通株式に転換請求が可能であって、ディープ・イン・ザ・マネーの状態にある場合)も、市場価格のある株式として取り扱われるものと考えられるとされている。

## (2) 市場価格のない種類株式

市場価格のない種類株式についても、現行の市場価格のない株式と同様の会計処理を行うこととされている。すなわち、実務対応報告第 10 号においては、市場価格のない種類株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とし、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理(減損処理)する(金融商品会計基準 第三 二 6 及び金融商品実務指針第 92 項参照)とされている。

一般に、市場価格のない有価証券とは、「市場価格に基づく価額」及び「合理的に算定された価額」のないものをいうが、市場で売買されない株式は、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価(合理的に算定された価額)とはしないものとし、当該株式は時価のない有価証券として取り扱われている(金融商品会計基準 第三 二 5(2)及び金融商品実務指針第 63 項ただし書き参照)。株式がこのように取り扱われている理由としては、一般に将来キャッシュ・フローが約定されている債券と異なり、市場価格のない株式については、現状、市場価格に準じた客観的な時価(合理的に算定された価額)を得ることは極めて難しいと考えられていること、また、理論的と考えられる価額を算定することができたとしても、市場で売買されていない場合には、当該価額による自由な換金・決済等が可能であるとは言い難いことが挙げられる(この点については、金融商品会計意見書 三参照)とされている。

このように、現行の金融商品会計基準及び金融商品実務指針においては、株式の貸借対照表価額における時価に「合理的に算定された価額」は含まれておらず、市場価格のない

種類株式についても同様の考え方を採用していることが明らかにされている。すなわち、貸借対照表に記載する資産の価額(すなわち期末評価)について、市場価格のない株式は、現行の金融商品実務指針第 63 項ただし書きにより、「時価のない有価証券」として取り扱われることとなると考えられている。

なお、実務対応報告第 6 号では、DES により取得した株式については、通常、債権とは異なる資産と考えられることから、新たな資産として、当該株式の取得時における時価により測定するとされており、この際、市場価格のない株式については、「合理的に算定された価額」によるとされている。この点については、これは取得時の処理であり、現行の金融商品実務指針における、取得時(当初認識時)には時価により測定する(第 29 項参照)という考え方とも整合し、市場価格のない株式を取得した場合の時価は「合理的に算定された価額」になるとされているものであって、前段における期末評価の考え方と矛盾するものではないと考えられる。

### 3 市場価格のない種類株式の減損処理

上記 2 の(2)において述べたように、市場価格のない種類株式も、現行の市場価格のない株式と同様に、取得原価をもって貸借対照表価額とし、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、減損処理するとされている。ただし、実務対応報告第 10 号では、減損処理における実質価額の算定方法において、普通株式とは異なる考慮が働くことが示されており、この点は、実務対応報告第 10 号のポイントの一つであると思われる。

すなわち、実務対応報告第 10 号では、まず、市場価格のない株式の減損処理を行うにあたり、実質価額とは、通常、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した財務諸表を基礎に資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した 1 株当たりの純資産額に、所有株式数を乗じた金額とされている(金融商品実務指針第 92 項参照)としているが、これは普通株式を念頭においた取扱いであると考えられ、優先株式その他の種類株式については、普通株式と異なる考慮が必要と考えられるとしている。そして、このような考え方を踏まえ、市場価格のない種類株式のうち、債券と同様の性格を持つと考えられる株式以外のものに関する実質価額の算定及び減損処理については、原則として、以下によるとされている。

#### (1) 評価モデルを利用する方法

市場価格のない種類株式のうち、例えば、満期の定めのない永久債に類似したようなものや、現在は転換できないが、将来、転換を請求できる権利を行使して市場価格のある普通株式に転換できること等により普通株式の市場価格と関連性を有するものについては、困難であると認められる場合を除き、割引将来キャッシュ・フロー法やオプション価格モデルなどを利用した評価モデルによる価額を実質価額とする。当該評価モデルについては、原則として、每期同様のものを使用する。

なお、このように評価モデルを利用して算定された価額が、取得原価に比べて 50%程度以上低下した場合には、原則として、当該価額まで減額し評価差額は当期の損失として処理しなければならない(金融商品実務指針第 92 項及び第 285 項参照)。また、50%程度以上低下しないときでも、金融商品実務指針第 91 項に準じて、当該価額に基づく減損処理の要否を判断することが適当である。

## **(2) 評価モデルを利用して算定された価額を得ることが困難である場合**

(1)の評価モデルを利用して算定された価額を得ることが困難である場合には、以下の又は のような方法により実質価額を算定する<sup>4</sup>。

こうした方法により算定された実質価額が、少なくとも取得原価に比べて 50%程度以上低下した場合には、当該実質価額まで減額し、評価差額は当期の損失として処理しなければならない(金融商品実務指針第 92 項及び第 285 項参照(これに係る金融商品会計 Q&A Q33 及び Q34 も参照のこと。))。

なお、普通株式の市場価格と連動性があると想定される種類株式については、評価モデルを利用した価額を得ることが困難であっても、普通株式の市場価格が当該種類株式の取得時点に比べて著しく下落した場合には、当該種類株式の実質価額も著しく低下していると想定され、減損処理を行うことが合理的と考えられる場合が多いことに留意する必要がある。

### **1 株当たりの純資産額を基礎とする方法**

利益配当請求権に関する普通株式との異同や転換を請求できる権利の条件等を考慮して、種類株式の普通株式相当数を算定することが可能な場合には、資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した発行会社の純資産額(この点については金融商品実務指針第 92 項参照)を、種類株式の普通株式相当数と普通株式数の合計で除した 1 株当たりの純資産額に、所有する当該種類株式の普通株式相当数を乗じて実質価額を算定することが考えられる。ここでいう種類株式の普通株式相当数とは、例えば、普通株式への転換を仮定した場合の普通株式数(転換価格が固定されている場合には当該転換価格、普通株式の市場価格に基づいて決定・修正される場合には貸借対照表日現在の普通株式の市場価格に基づいて算定された転換価格による)など、1 株当たり純資産額を基礎とする方法に用いられる当該種類株式の株式数に対応すると考えられる普通株式数をいう。

### **優先的な残余財産分配請求額を基礎とする方法**

普通株式よりも利益配当請求権及び残余財産分配請求権が優先的であるような場合には、優先的な残余財産分配請求額を基礎とする方法によって実質価額を算定することも考えられる。この場合、 の方法と同様に、資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算

---

<sup>4</sup> これは代表的な方法としての例示と考えられるため、種類株式の内容等により、他に適切な方法があれば、当該方法を用いることができると考えられる。例えば、会社が営む特定の事業(事業部門・完全子会社等)の業績にのみ価値が連動するよう設計されたトラッキング・ストックは、対象となっている特定の事業の純資産額を基礎とする方法などが考えられると思われる。

定した発行会社の純資産額が、優先的な残余財産分配請求権総額を下回っている場合には、当該純資産額（当該純資産額が、優先的な残余財産分配請求権総額を上回っている場合には、当該残余財産分配請求権総額に配当可能限度額のうち種類株式相当分を加えた金額）を、当該種類株式数で除した1株当たりの純資産額に、所有する当該種類株式数を乗じて実質価額を算定することが考えられる。

#### 4 市場価格のない種類株式の減損処理における留意事項等

上記3の(1)・(2)が、実務対応報告第10号における市場価格のない種類株式の減損処理についてであるが、ここでまず留意すべき事項としては、(1)の評価モデルを利用する方法が原則適用とされている点である。実務対応報告第10号では、評価モデルを利用する方法は、それが困難であると認められる場合を除き、実質価額の算定における原則的な方法として位置付けられている。なお、ここでいう困難であると認められる場合とは、一般的には、信頼性や費用対効果等の観点から、状況に応じて個々の企業において判断されるものと考えられる。

また、市場価格のない種類株式の減損処理については、先に述べたとおり、市場価格のない株式の減損処理の考え方が適用されるため、金融商品実務指針第92項及び第285項に基づく取扱いが原則とされている。しかしながら、この(1)の評価モデルを利用する方法で実質価額を算定した場合の減損処理については、金融商品実務指針第92項及び第285項によることを原則としつつ、同91項に準じた取扱いも求められているという点にも留意が必要であると思われる。

次に、(2)の評価モデルを利用して算定された価額を得ることが困難である場合についてであるが、実務対応報告第10号では、普通株式の市場価格と連動性があると想定される種類株式については、評価モデルを利用した価額を得ることが困難であっても、普通株式の市場価格が当該種類株式の取得時点に比べて著しく下落した場合には、当該種類株式の実質価額も著しく低下していると想定され、減損処理を行うことが合理的と考えられる場合が多いことに留意する必要があるとしている。これは、いわば減損の兆候としての留意事項が述べられているものと考えられる。例えば、強制転換条項があって、転換価格が固定されている場合や、転換価格が普通株式の市場価格に基づいて下方修正されるが転換価格の下限が定められており当該市場価格が下限転換価格を下回っている場合などには、種類株式の実質価額は普通株式の下落に連動して低下していると考えられるため、こうしたケースがそれに該当するものと思われる。

なお、(2)の評価モデルを利用して算定された価額を得ることが困難である場合の実質価額の算定の方法として二つの方法が例示されているが、種類株式の条件等によって、より適切と判断される方法を用いることは妨げられないものと考えられる（前頁欄外 注釈4参照）。

## 5 種類株式を発行している場合の市場価格のない普通株式の減損処理

市場価格のない普通株式の減損処理については、3でも触れたように、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した財務諸表を基礎に資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した1株当たりの純資産額（会社の超過収益力や経営権等を反映する場合もある）に、所有株式数を乗じた実質価額に基づいて行われる（金融商品実務指針第92項参照）とされている。

また、この際、市場価格のない普通株式を発行している会社が種類株式も発行している場合、市場価格のない普通株式の1株当たりの純資産額は、発行会社の純資産額をそのまま用いて算定するのではなく、金融商品実務指針第92項に基づく発行会社の純資産額から、種類株式に帰属すべき純資産額を控除して算定されることに留意するとされている。

## 6 投資損失引当金の計上について

子会社株式又は関連会社株式並びに特定のプロジェクトのために設立された会社等の株式については、実質価額が著しく低下していないがある程度低下している場合、又は著しく低下したものの回復可能性が見込めると判定して減損処理を行わなかった場合に、その計上基準を重要な会計方針に注記したうえで、投資損失引当金を計上している時には、当面監査上妥当なものとして取り扱うことができるものとされている（監査委員会報告第71号「子会社株式等に対する投資損失引当金に係る監査上の取扱い」参照）。

この際、ここでいう株式とは普通株式に限られないと考えられるので、子会社株式又は関連会社株式並びに特定のプロジェクトのために設立された会社等の種類株式についても、同様に取り扱われるものと考えられる。

## 適用時期

実務対応報告第10号の適用時期については、平成15年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表から適用することとされている。ただし、デット・エクイティ・スワップによって取得した種類株式（取得時に、実務対応報告第6号が適用されていないものも含む）については、公表日の属する事業年度に係る財務諸表から適用し<sup>5</sup>、それ以外の株式についても、平成15年3月31日以前に開始する事業年度に係る財務諸表について、適用することが望ましいとされている。

企業会計基準委員会  
研究員 相沢 直樹

---

<sup>5</sup> この点について、実務対応報告第10号では、デット・エクイティ・スワップによって取得した種類株式については、会計処理を早期に明らかにし実施することが要請されており、本来、期末時の会計処理も含めて定めるべきところを、実行時における会計処理のみ先行して実務対応報告第6号として公表し、その後速やかに追加検討を行うとしていた経緯によるとしている。

(参考付表)

